

情報ファイル

# Information

## 相談

### 人権擁護委員にご相談ください

児童や高齢者の虐待、差別など市民の基本的な権利が侵犯されることのないよう監視し、もしこれが侵犯された場合に、速やかに適切な処置をとるため、市では法務大臣から委嘱された5人の委員が相談を受けています。

**相談日** 毎月第1木曜日 午後1時～3時

**ところ** 市役所相談室

#### 問合せ先

困市民生活グループ  
☎52-11111 (内線269)

### 消費生活相談

悪徳商法や商品・サービスに関する消費生活上のトラブルを解決するため、専門の相談員が相談に応じて、助言などを行います。

相談は無料、秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

**相談日** 毎月第2金曜日 午後1時～4時

**ところ** 市役所相談室

#### 問合せ先

困市民生活グループ  
☎52-11111 (内線265・269)

### 行政相談週間

10月19日～25日は行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受けた皆さんの身近な相談相手です。

国・県・市町村の仕事についての苦情や意見・要望を市では2人の相談員が受けています。気軽にご利用ください。

**相談日** 毎月第1木曜日 午後1時～3時

**ところ** 市役所相談室

#### 問合せ先

困市民生活グループ  
☎52-11111 (内線269)

### 労働相談

職場での悩みごと、困りごとなどあらゆる労働問題に 대응するため、労働相談窓口を開設しています。

相談は無料、秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

#### 広告

**業界初**  
**バリアフリー専用タタミ**が  
住宅改修補助金の給付対象仕様です。

**バリアフリー専用タタミ**とは…  
住居内の段差解消を目的として廊下や洋間に固定する特殊な畳です。ご本人の状態に合ったスペースに設置できます。(15ミリ未満の段差には対応しておりません。)

#### 高浜市の補助金制度について

- 65才以上であれば、介護認定を受けていない方（自立者）も利用できます。
- 10万円までの費用に対して9割が市から支給されます。（たとえば、総額12万円の場合、自己負担は3万円となります。）
- 手摺り等の別工事と併せて依頼したい方は、当店にご相談ください。
- 賃貸住宅にお住まいの方は、所有者の許可が必要です。
- 市の相談窓口は、いきいき広場の「介護保険グループ」です。

福祉住環境コーディネーターのいる店

## スギセイ豊商店

営業時間/8:00～19:00 (日曜定休)  
高浜市呉竹町4-2-5 TEL.52-5888

#### 【一般相談】

**相談内容** 解雇、賃金、退職金  
労働時間、就業規則、労働契約、人間関係などのあらゆる労働問題。

**相談方法** 来所または電話（専用電話0564-26-6100）

**相談時間** 午前9時～午後5時 30分

#### 【巡回相談】

**とき** 毎月第2水曜日 午後1時～4時

**相談方法** 西三河事務所職員が高浜市へ出向き、相談に応じます。

**ところ** 市役所相談室

#### 問合せ先

呉西三河事務所産業労働課 政グループ  
☎0564-27-2782

善意をありがとうございました

(敬称略)

市へ

水野厚也

おとこ工房いしかわ

